

つくば市監査公表第7号

令和3年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年5月9日

つくば市監査委員 高橋博之

つくば市監査委員 石川寛

つくば市監査委員 神谷大蔵

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の執行者

つくば市監査委員 高橋 博之

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 神谷 大蔵

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

第3 監査の実施期間

令和3年(2021年)10月14日から令和4年(2022年)4月28日まで

第4 監査の対象

所管課 建設部防犯交通安全課

補助団体 つくば地区交通安全母の会

第5 監査の範囲

令和2年度の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行

第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員から説明を聴取するなどの方法で実施した。

1 所管課

(1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。

(2) 補助金の支出手続きは、条例、規則、要綱等に従い行われているか。

(3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助団体

(1) 補助対象事業は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。

(2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。

(3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

第7 補助金の概要

1 補助金の名称

令和2年度つくば市交通安全母の会補助金

2 補助金の交付目的

地域における交通安全活動を積極的に推進し、交通安全意識の高揚を図り、市民一丸となって交通事故の根絶と市民生活の安全を確保することを目的とする。

3 補助対象事業

(1) 地域住民の交通安全意識の向上に関すること。

(2) 高齢者と子どもの交通事故防止に関すること。

(3) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止に関すること。

(4) 飲酒運転の根絶に関すること。

(5) シートベルト及びチャイルドシートの着用推進に関すること。

(6) その他母の会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

4 補助対象経費

補助事業に要する経費のうち、次のものとする。

(1) 報償費

(2) 旅費

(3) 需用費

(4) 役務費

- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) 負担金

5 補助金額

3,023,000 円

第8 補助団体の概要

1 名称 つくば地区交通安全母の会

2 組織の構成（令和3年4月1日現在）

会長	1名
副会長	3名
理事	12名
会計	2名
監査	2名
顧問	1名
参与	2名

第9 監査結果

監査の結果、以下の指摘事項、注意事項及び検討事項のとおり、改善又は検討を要する事務処理が見られた。

補助団体が地域の交通安全に尽力されていることについては敬意を表すが、これらの補助金は市民から預かった大切な税金が原資となっていることを念頭に置き、厳正かつ明確な会計処理及び事業運営が求められる。

また、所管課においては、不適切な事務処理が市政に対する信頼を失墜させる要因になり得ることを十分に認識されたい。

なお、監査の過程において口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

【指摘事項】

(団体)

- 1 食糧費において、社会通念に照らして高額な支出が複数見受けられた。
食糧費の支出に当たっては、市民からの大切な税金で補助金の原資が賄われていることを念頭に置くとともに、市への実績報告においては、当該支出のうち補助対象とすべき経費を精査されたい。
- 2 茨城県交通安全母の会連合会（以下「県母の会」という。）への負担金の算定根拠となるつくば市交通安全母の会（以下「市母の会」という。）の会員数が、名簿で確認できる会員数を大幅に上回る人数で報告されていた。
当該負担金は、つくば市交通安全母の会補助金交付要項（以下「交付要項」という。）において補助対象経費であることから、適正な会員数を精査した上で報告されたい。

(所管課)

- 1 補助金で麺類が購入されていたが、その用途については不明確であった。
さらには、他団体の名入りの物を購入し啓発品に使用したり、他市母の会役員見舞い品の購入に充てるなど、補助金の用途として疑義のある事例がみられた。
所管課においては、一例として傷害保険への加入の必要十分性など、交付要項に照らし適正に指導されたい。
- 2 今回の監査を通じて、市母の会の会計処理は、全般的に不適切であったといわざるを得ない。また、市母の会の補助金の用途に対する所管課の精査が長年にわたって不十分であったことが、市母の会の不適切な会計処理につながっていることは明らかで、その責任は大きい。
今後は、市母の会に対し、補助対象経費の精査はもとより、交付額を含む交

付要項の見直し、団体に対する適正な経理事務の指導等、抜本的な改善を図りたい。

- 3 つくば市予算規則（平成9年規則第68号）第19条第1項において、予算を伴うこととなる条例、規則、規程、要綱等の制定若しくは改廃又は行政処分に関することについては、財務部長に合議しなければならないと定められているが、交付要項の制定に当たっては、その合議がなされていなかった。

また、つくば市事務決裁規程（昭和63年つくば市訓令第8号）別表第2の2の表備考1において、市長又は副市長の決裁を要するものは、財務部長、財務部次長及び財政課長の合議を経なければならないと定められているが、それらの合議がなされていなかった。

さらに、つくば市事務決裁規程別表第2の2の表において、200万円以上（注）の補助金については市長決裁を要すると定められているが、補助金交付決定通知書の起案文書の決裁権者は副市長となっていた。

今後はこのようなことのないよう、各規定にのっとり適正に事務を処理されたい。

（注）令和4年（2022年）4月1日以降は、1000万円以上に改定されている。

【注意事項】

（団体）

- 1 領収書について、前年度の支出が1件含まれていたほか、原本のないものが多数見受けられた。さらに、コピー代及びコピー用紙代の領収書については、但し書きに枚数の記載はなく「年間何万円」といった曖昧なものであった。

これら領収書等証拠書類の適正な管理をとともに、コピー代等については、概算で費用を決定するのではなく、正確な枚数を記載して精算されたい。

また、出納簿については、現金と預金の出入金を混合して記入し、それぞれの残金が確認できない状況であったので、適正な予算執行管理のためにも、現

金、預金それぞれの出入金を把握できるよう、現金出納簿と預金出納簿とに分けて記帳されたい。

- 2 旅費に関する規定が定められていない上、支部ごとに異なる額が慣例により支給されてきた。早急に各支部共通の旅費に関する規定を設け、支給根拠を明確化されたい。併せて、旅費関係の様式類に関しても、統一的な様式を定められたい。

また、県母の会の依頼に基づき活動に参加した場合において、当該活動に要した経費にかかわらず、県母の会と市母の会の双方から旅費が支給されていた。旅費は旅行中に必要となる交通費、日当等の経費に充てるため支給される費用のことをいい、その性格からするといわゆる実費弁償的なものといえる。

旅費に関する規定の整備に当たっては、県母の会の活動に対し市母の会から支給する旅費についても、通常必要とされる費用とのかい離が生じないように検討されたい。

(所管課)

市母の会会員に対し、啓発品の製作活動の都度、作業手当という名目で現金や商品券が規定なく支給されているが、所管課は、これらの支出を全て補助対象経費としていた。

所管課においては、当該支出の内容や性質を精査し、補助対象経費該当性の有無を再確認されたい。

【検討事項】

(団体)

- 1 市母の会が配布している啓発品は、単体では団体名や交通安全標語等の表示がないものが見受けられ、包装袋に貼られたラベルにより市母の会からのものであることが分かる程度である。

啓発品については、その啓発目的にふさわしい表示の方法を所管課と協議されたい。

- 2 当監査の聴取の中で、市母の会の会員数は減少傾向とのことである。
活動継続のためには、会員の確保が重要であることから、早急に所管課と協議するとともに、他の団体と連携することも視野に入れて活動されたい。